

実務実習におけるハラスメントへの対応

平成21年11月

 社団法人 日本薬剤師会

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 2. ハラスメントとは・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 3. ハラスメントの種類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 4. 実習でのハラスメント事例・・・・・・・・ P 5
 5. ハラスメントへの対応策・・・・・・・・ P 6
 6. おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 〈関連資料〉
- 実務実習に関するアンケート（トラブル関係）
調査結果概要〔平成21年7月〕・・・・・・・・ P 8

1. はじめに

いよいよ平成22年5月より、薬学6年制における長期実務実習が開始されます。これまで、日本薬剤師会では、実習開始に向けて、さまざまな受入体制の整備を検討し、実施して参りましたが、その一環として、5月23日・24日の両日、薬局実務実習担当者全国会議を開催し、残り1年間での検討課題として、「実習中に生じると思われる問題点の抽出とその対応策」をテーマに、ワークショップ形式での討議を行いました。その結果、あげられた項目の中に「ハラスメント」という項目がありました。

「ハラスメント」については、社会的にはすでに十分認識されている事柄ですが、これから始まる実務実習は、私たちが今までに経験したことのない11週間という長期にわたるものであり、また薬局という比較的狭い空間で行われることから、十分に注意を払わなければなりません。また、先般本会において、全74薬科大学・薬学部の実務実習担当教員を対象に実施した「実務実習におけるトラブルに関するアンケート」でも、実際にハラスメントにあったという学生がいることが判明しております。このため、薬局側はもとより大学側からもハラスメントに関する研修会の実施や相談システムの構築について強く要望されています。

こうした状況を受け、この度本会におきましては、ハラスメントへの対応の一環として、本冊子を作成いたしました。本冊子は、薬局実務実習受入関係者を対象とするもので、ハラスメントについてご理解いただくと共に、それを未然に防止し、且つ発生した場合の被害を最小限に抑えることを目的としたものです。どうか、関係者におかれましては、本冊子等をご利用のうえ、各都道府県薬・支部において、ハラスメントに関する事前の研修会を実施していただくなど、ハラスメントの予防と啓発に努めていただきますようお願いいたします。

2. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動（不作為を含む）により相手を不快にさせたり、不利益や損害を与えることによって、学習、教育、研究、労働環境を悪化させることをいいます。

ハラスメントかどうかは、相手がそれを不快に感じるかどうかによって決まります。相手が嫌だと感じたり、不快に感じたり、人権を傷つけられたと感じたりすれば、それはハラスメントになります。自分の認識によるものではありません。**自分は何気なく行動したことが、ハラスメントになることがあります。**誰もが加害者、被害者になる可能性があります。

ハラスメントは、相手に過大なストレスを与え、能率低下、心身の不調や不本意な進路変更などの深刻な影響を与える事があります。周囲の人が信じられなくなったり、無気力や食欲不振、うつ状態に陥ったりすることもあります。その結果、休学（実習中止）や退学につながることもあります。

以下に4種類のハラスメントについて説明しますが、これらが複合的に重なる場合もあります。

3. ハラスメントの種類

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な発言や行動により、不利益や損害を与えたり、個人の尊厳もしくは人格を侵害したりすることをいいます。主に以下のような行為が該当します。

- ①相手が望まないにもかかわらず
 - ・性的誘いかけを行うこと
 - ・好意的な態度を要求すること
- ②就学上、就労上、実習上の評価を条件として
 - ・性的誘いかけを行うこと
 - ・好意的な態度を要求すること
- ③性的要求への拒否を理由に、就学上、就労上、実習上の評価に影響を与えること
- ④性的言動、図画・文書の掲示等により、不快の念を抱かせるような環境を作ること

これらのセクシュアル・ハラスメントは、優越的な立場や権限を利用して行われる場合が多いのですが、それ以外にも、同僚・実習生同士などにおいても起こり得ます。また、男性から女性へ、女性から男性へ、または同性間というように、形態も様々です。

【例】

- ・ 不必要な個人指導を行う。
- ・ 不必要な電話をしたり、メールを送る。
- ・ 個人的な話をしつこく聞く。
- ・ 相手の意に反して、交際の働きかけをする。
- ・ しつこく食事や飲酒に誘う。
- ・ デートに応じれば評価を上げる（応じなければ下げる）と言う。
- ・ 親睦会、終業後の付き合いなどで、下品な行動をとる。
- ・ 食事会などの時にそれとなく体に触れたりする。
- ・ お酌を強要する。
- ・ カラオケでデュエットを強要する。
- ・ 自宅までの送迎を強要する。
- ・ 女性である（男性である）という理由だけで、評価を不当に低く（高く）する。
- ・ 相手のいやがる性的な冗談を言う。
- ・ 実習の内容とは関係のない性的な内容の話をする。
- ・ 個人的な性体験を聞いたりする。
- ・ 不必要な身体への接触をする。
- ・ 容姿容貌に関する性的な発言をする。
- ・ 「プロポーションがいいね」などと言う。
- ・ 「胸が大きい（小さい）」などと言う。
- ・ スリーサイズを聞く。
- ・ 身体を眺め回す。
- ・ パソコンにアダルトページの画面を放置したままにする。
- ・ 性的な関係を迫る。

(2) アカデミック・ハラスメント

研究・教育（実習）の場において教育・研究活動上指導的立場にある者が、その指導を受ける者に対して、その意に反する差別的な発言や行動を行い、その指導を受ける者の学習活動や研究活動を妨げて、個人の尊厳または人格を侵害することをいいます。

なお、意に反する発言や行動は、教員（指導薬剤師）から学生に対するものだけではありません。職員が学生を指導する際の、学生の人格をおとしめるような言動なども含まれます。

【例】

- ・指導やアドバイスをしない。
- ・優越的立場を利用した発言をする。
- ・「実習をする資格がない」と言う。
- ・「薬剤師になれないぞ」と言う。
- ・「お前は馬鹿だ」と言う。
- ・「単位を与えない」と言う。
- ・「不当な課題達成」を強要する。
- ・成績の不当な評価を行う。
- ・不当に単位を与えない。
- ・文献・図書や機器類を使わせない。
- ・雑用ばかりを強いる。
- ・実習と無関係な雑用を強いる。

(3) パワー・ハラスメント

就労上、優越的な立場や権限を利用して、その影響力を濫用する言動のことです。指導の範疇を超えて継続的に学歴・体型・家族・プライバシーに関する事などを話題にし、人格と尊厳を侵害し不安を与えることや、相手の意に反してその労力を使用したり拘束したりして、不快感を感じさせることをいいます。

【例】

- ・大声、怒鳴り声で話す。
- ・大声、怒鳴り声で指導する。
- ・少しでもミスをすると、不当に責める。
- ・特定の者を攻撃し、周囲を萎縮させて支配力を得ようとする。
- ・意見が合わなかったら許さない。「生意気だ」と非難する。
- ・実習上必要な情報を伝えない。
- ・正当な理由なく、過剰な業務（実習）を課す。
- ・正当な理由なく、雑用だけをさせる。
- ・時間外の付き合いまで強要する。

(4) その他のハラスメント

前(1)～(3)にはあたらぬ嫌がらせや差別（年齢・出身・疾病・容姿・国籍等によるもの）のことをいいます。

4. 実習でのハラスメント事例

過去の薬学実習で、報告のあったハラスメント事例です。

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ・実務実習中の実習ノート返却の際に「メールしてもいいかな」という直筆のメッセージメモが入っていた。
- ・指導薬剤師が実習生に「胸が大きくセクシー」などの言葉をしつこく浴びせた。
- ・肩こりやツボの話で、突然「首に触っていいかな」と言われ、ツボの指導と称して首筋を触られた。
- ・実習最終日に食事に誘われ、頭を撫でられたり胸部を触られた。
- ・他人がいるところでは「さん」付けで呼ばれ、いないところでは「ちゃん」付けで呼ばれた。
- ・説明を受ける際、10～15センチの近距離で話された。
- ・実習中に指導薬剤師からデートに誘われた。
- ・実習中に指導薬剤師から、男女関係などのプライバシーに関することを執拗に聞かれた。
- ・実習最終日に実習レポートの返却をお願いしたら、「来週ディナーに誘うから、そのときに返す」と言われた。

(2) アカデミック・ハラスメント

- ・実習施設の指導者から、他の実習生と比較するような発言や、基礎学力の低さを必要以上に指摘する発言（「薬剤師に向いていない」など）により、学生が苦痛を受けた。
- ・現場特有の調剤方式に「大学ではそのようには教わっていない」と言ったことがきっかけで、指導態度が冷たくなり、他大学の実習生と比較された。
- ・指導薬剤師が、学生はこうでなくてはならない、との観念があり、その観念から外れた学生はダメな学生とレッテルを貼られてしまい、実習継続困難になりかけた。
- ・指導薬剤師が自分の考えを過度に押しつけた指導を行ったため、学生は毎日の実習が苦痛となった。
- ・「やる気がないのであれば明日から来なくてもよい」と言われた。
- ・実習中に食事に誘われ、指導薬剤師にしつこく説教された。
- ・指導薬剤師から怒鳴られたり、中傷された。
- ・指導薬剤師に、挨拶しても無視され、質問にもまじめに答えて貰えなかった。
- ・1日中アルバイト店員のように扱われ指導もなかった。

5. ハラスメントへの対応策

(1) ハラスメントを防ぐには

- ・たとえ指導者、学生、先輩、後輩の関係にあっても人格的には対等な存在です。日ごろから互いに尊重し信頼を築くことで、多少とも不用意な言動があっても、相互に改善する機会が生まれ、トラブルに発展することは避けられるでしょう。
- ・害を加えるつもりはないごく気軽な気持ちでの言動が、相手にとっては耐えられない苦痛となることもあります。
- ・誰もが、加害者にも被害者にもなりうるのです。大切なのは、相手の気持ちを常に考え、自らの言動を客観的に省みること、そして、嫌がられたと気づいたらすぐにやめて、繰り返さないことです。
- ・実習期間が進むに従って、学生とも打ち解けて何気なくとった言動がハラスメントにつながる場合があります。
- ・自分の経験から「我慢するのが当たり前だ」との考えは通用しません。
- ・実習中、指導薬剤師や職員の学生への対応が少しでもハラスメントに感じられた時には、遠慮しないですぐに管理薬剤師に報告するなどハラスメント防止に努めましょう。
- ・学生に対しては、ハラスメントに類する不快な思いをした時には、すぐに相談するよう実習開始前に伝えると共に、相談しやすい環境作りに努めましょう。
- ・実習を受け入れるにあたって、薬局内でハラスメントに関しての勉強会を開催するなど、ハラスメント防止の体制整備をしておきましょう。

(2) 被害にあったら

なお、実習においては、学生が被害にあうケースばかりでなく、指導薬剤師或いは他の薬剤師、薬局の職員等が、学生からハラスメントの被害にあうケースも考えられます。以下は薬局の職員が被害にあったときの対応例です。

- ・勇気をだして、「自分は不快である」という気持ちを言葉と態度ではっきり学生に伝えましょう。
- ・ハラスメントを受けたと思われる行為について、その日時、場所、時間、行為の内容、第三者が居合わせたか否かなど、その場の状況をなるべく詳しくメモにとっておきましょう。これはハラスメントがあったかどうかの判断の重要な資料となります。
- ・決してひとりだけで悩んだり、我慢したりせず、管理薬剤師や他の職員に速やかに事実を明かし相談することが重要です。自分を責める必要はありません。

(3) 被害を目撃したら

- ・他人ごととして、決して放置しないようにしましょう。放置しておくと、エスカレートする危険があります。
- ・被害を目撃したら、その日時、場所、行為の内容、その場の状況をなるべく詳しくメモに取っておきましょう。これはハラスメントがあったかどうかの判断の重要な資料となります。
- ・そして、管理薬剤師などにすぐに報告しましょう。

(4) ハラスメントの対応窓口

ハラスメントを含めた実習中のトラブルは、基本的には受入薬局、学生、大学で解決することが基本となります。3者で解決できない問題や実習中のトラブル等の相談については、現在、薬学教育協議会を中心に対処窓口の設置について検討をしています。

6. おわりに

これまでに経験したことのない11週間にわたる薬局の長期実習が始まります。「実務実習におけるハラスメントへの対応」と題する本冊子は、薬局において学生を指導する薬剤師あるいは職員が、ハラスメントとして注意すべき内容等を概説的にまとめたものです。ハラスメントについては、大学を中心として防止のためのガイドラインや規則等がつけられており、様々な取り組みが行われております。長期実務実習の受入施設である薬局も、これに対応した体制の整備が求められております。薬局実習の場におけるハラスメントには、指導者の地位の利用という側面が考えられます。お互いの人格や意思を尊重し、快適な環境で実務実習が実施できる体制を維持して頂くことを願っております。学生受入れを機会に、ハラスメントに関してもう一度考える材料として本冊子を身近においてご活用頂ければ幸いです。

参考資料

- 「大学におけるハラスメントへの対応事情」
(広島大学 ハラスメント相談室 教授 横山 美栄子)
*平成21年度第1回日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議講演資料
- 「ハラスメント」(熊本大学パンフレット)
- 「神奈川歯科大学ハラスメント防止ガイドライン」(神奈川歯科大学)
- 「中央大学ハラスメント防止啓発ガイドライン」(中央大学)
- 「実務実習に関するアンケート(トラブル関係) 調査結果概要」
(平成21年7月 日本薬剤師会)

実務実習に関するアンケート（トラブル関係） 調査結果概要

日本薬剤師会においては、6年制実務実習の開始がほぼ1年後となったことから、実務実習に関連したトラブルの予防や対応策について、今後検討を進めていくうえでの参考とするため、全国の薬科大学・薬学部の実務実習担当教員にご協力いただき、主に実習中或いは実習後に発生したトラブル等に関して、アンケート調査を実施した。調査結果概要は以下のとおりである。

◎アンケート発出日：平成21年4月24日

◎アンケート発出先：全74薬科大学・薬学部実務実習担当教員宛

◎締めきり：平成21年5月11日

◎有効回答数：57/74大学（77%） ※平成21年5月20日時点

*ほぼ同内容の意見や指摘等は1つにまとめるなど、事務局において編集を行った。

1) 貴大学学生の実務実習中に、実習が中止、あるいは続行不可能となるような事例がありましたら、実習生側の問題、受入施設（指導薬剤師、他の従事者等）の問題等双方の事例についてお教え下さい。

実習生側の問題

○マナーの欠落

- ・挨拶等の社会常識が身につけていない
- ・無断遅刻、無断欠席
- ・了解を得ない早退
- ・服装・身だしなみの乱れ
- ・不遜な態度
- ・実習中の携帯電話のメールチェック など

○実習に取り組む意欲の欠如

○実習に取り組む上での能力（学力、理解力）の不足、レポートが書けない

○学生と実習指導者間の人間関係上の不一致

○体調不良、けが（精神的、肉体的の両方）

○近親者の不幸

○天候の悪化（台風などで休校になった場合は実習もそれに準じて中止）

受入施設（指導薬剤師、他の従事者等）の問題

○指導薬剤師のセクハラ、パワハラ

○学生と実習指導者間の人間関係上の不一致

2) 上記1) のような事態が生じた場合、貴大学はどのように対応されたか、お教え下さい。

○受け入れ側へ出向いての謝罪や、学生への指導など、早急な対応

○学生、実習指導者双方からの意見聴取

○県薬剤師会と相談し、実習先を変更

○実習施設への補習実習の依頼

○実習の中止、あるいは続行不可能となるような事例への対応として、以下のような

対策を予め決定

- (1) 当該施設からの連絡は、すべて本学の実務実習支援室へ集約
- (2) 実務実習委員長のもと各県担当教員と協議すると同時に、当該生徒のアドバイザーを含めて3者にて対応策を検討
- (3) 対外的に折衝する事案については、すべて薬学部長を含めて協議

3) 貴大学学生の実習が中止あるいは続行不可能とはならなかったが、実習期間中に指導薬剤師からの報告で、また実習終了後、指導薬剤師からのレポートや評価表などでトラブルがあったことに気付いた事例がありましたら、お教え下さい。

- 施設の機材、物品の破損
- 無断遅刻、無断欠席
- マナーの欠如
 - ・服装、身だしなみの乱れ
 - ・態度の悪さ
 - ・指導薬剤師の指示が守れない など
- 実習に取り組む意欲の欠如
- 実習に取り組む上での能力不足
- 体調不良、けが（精神的、肉体的の両方）
- 学習評価規定では、病院あるいは薬局実務実習評価項目の1項目でも「不可」があれば、再履修（留年）となるが、学生や教員に事前の連絡なく、最終評価で「不可」と評価した指導薬剤師がいた。
- 病院の指導薬剤師より「他大学からは大学担当教員が事前に出向いて直接実習依頼の挨拶があったのに、あなたの大学からは事前に直接挨拶が無かった」と苦情があった。
- 就職活動、大学の試験や行事での欠席の場合、欠席日の評価をどうするか、指導薬剤師から問い合わせがあった。
- 指導薬剤師から直接、または、成績表の記載欄でクレームが来ることはしばしばあるため、内容により個別に対応し、大きなトラブルにならないよう努めている。
- 患者への配慮に欠けた行動
- 患者から患者自身のコップで飲み物を勧められた学生が、断れずにそれを飲んだ。（想定外の学生の行動で、今後の教訓となった。）
- 学生側の感染症対策（麻疹の予防接種を受けていないなど）

4) 貴大学学生の実習が中止あるいは続行不可能とはならなかったが、実習期間中に学生からの報告で、また実習終了後、学生のアンケートなどでトラブルがあったことに気付いた事例がありましたら、お教え下さい。

- 学生アンケートからの抜粋
 - ・調剤室に犬を連れ込んでいた薬局だったが、問題はないのか。
 - ・忙しくて1日中放置（自習課題も与えられなかった）された日が多かった。
 - ・実習というより、アルバイトのような扱いをうけた。
 - ・皮膚科の処方せんが中心のせいか、軟膏の練り合わせのみしか実習できなかった。
- 調整機構を通して薬剤師会で割り振られる薬局は保険薬局に限られるが、実習終了後の学生からの報告で、漢方専門薬局での実習であったため、調剤実習はなかったことがわかった。薬剤師がいない日もあったという。その薬局は複数名の学生を受けており、2週間に5店舗に行かされ、交通費もかなり多くかかった。実習時間も

日によって様々で、午前11時開始、午後2時に帰っていいよと言われたこともあり、また、客がほとんど来なくて、一日中、薬剤師でない方と雑談という日もあったという。このことについて調整機構を通して薬剤師会に確認したところ、結局、満足できる回答はなく、実習費の返還もなかった。

- 学生側の実習内容に対する不満（希望する実習内容と異なった、内容が高度すぎてついていけなかったなど）
- 何らの指導もなく、ほったらかしであった。
- 選挙期間中の実習であったため、特定の候補者への投票を促され不快であった。
- 学生がセクハラ、パワハラと感じた事例：
 - ・身体に触れる
 - ・しつこくデートや食事に誘う
 - ・男女関係等のプライバシーの詮索
 - ・実習指導者が怖すぎる など
- 実習施設の指導者から、他の実習生と比較するような発言や、基礎学力の低さを必要以上に指摘するような発言（「薬剤師に向いていない」など）により、学生が精神的に苦痛を受けたケースがあった。実習終了後にヒアリングとフォローの対応が必要であった。
- 特定の薬局の指導薬剤師に関して、複数の学生から、指導薬剤師が自分の考えを過度に押し付けた指導を行ったため毎日の実習が苦痛だったとの意見が寄せられた。

5) 平成22年度から開始される6年制の実務実習では、実習期間が長期化し、見学型から参加型へと形態が変わりますが、その際、従来では予測できなかった新たなトラブルが発生したり、従来では些細なトラブルに過ぎなかったものが、重大な問題へ拡大する可能性もあります。現時点で、上記のような貴学において新たに想定されているトラブル等がありましたら、お教え下さい。

- 選択から必修、かつ長期であるため、6年制とはいえモチベーションの低い学生による消極的な実習が懸念される。大学側の事前のしっかりとした教育が重要であると思う。反対に、薬学生増加による受け入れ薬局の拡大から、経験の少ない薬局やモチベーションの低い薬局において、実習の質の低下が心配される。
- 長期間の実習になるため、指導者と学生の相性の問題や、指導薬剤師側にその意識が無くとも、学生にとってはパワハラ、セクハラ等になる問題が生じる可能性がある。
- 2週間程度の実習では我慢できていた「学生の実習態度」「指導者の態度・能力」に対して、双方の不満が増大し問題が生じる可能性がある。
- 長期実務実習となることから指導薬剤師との指導面および精神面でのトラブルを想定
- 一般的な医療実務であっても、感受性の高い学生には精神的な負担が大きくなることも予想される。医療に関する精神面のセーフティネット体制を整備することも必要。
- 指導薬剤師や薬局従業員との人間関係のトラブル
- 学生の感染症への罹患
- 学生の調剤過誤による患者被害・患者とのトラブル
- 傷病等による学生の長期欠席
- 実務実習の途中で学生が実習を取りやめ、4年制学科への転科の申し出
- 実務実習期間の途中で実習施設の変更が必要となる事例
 - 実習施設の閉鎖、指導薬剤師の傷病による長期休業、指導薬剤師と合わない、学

生間でのトラブル、指導薬剤師からの変更申し出、指導薬剤師のレベルが低い、セクハラ・パワハラ・宗教勧誘、学生を労働力として用いる、患者による参加実習の拒否、患者によるセクハラ等

- 施設への通学途中での事故
- 公共交通機関路線の廃止
- 実習料の増額を実習途中で要求された場合
- 参加型になることで、患者との接遇が増え、言葉使いや態度により患者とのトラブルが新たに発生することが予想される。

6) 上記1)～5)の内容以外で、今後、トラブル発生を想定しておくべき事項(実習期間外も含め)がありましたらご意見をお書きください。

- 実習期間、期間外での、学生に対する求人活動。特に期間中の求人活動は禁止にすべきである。
- 学生に起因する医療(調剤)過誤を含めたトラブルの発生
- 患者の個人情報の流出(メモリースティック、携帯電話のカメラ、学生同士の会話)
- 指導者、学生双方のセクハラの問題がある。
- 心身に問題のある学生やトラブルを起こしそうな学生は、大学側の事前教育と実習前と実習中における大学と薬局との十分な連携が必要であると考えられる。
- 実習期間途中で病気等の事情で実習を休止しなければならない場合、対処法(再開方法)を決めておく必要がある。
- 学生個々で実務実習に対する目標と満足度が異なることが予想される。実務実習開始前に指導薬剤師と一緒に目標を設定することが必要。
- 指導薬剤師が実習途中で指導できなくなる。
- 実習先の指導薬剤師の起こした刑事、民事事件に学生が巻き込まれる。
- 採用試験による実習の中断
特に6年制一期生の場合は、薬剤師不足であり、5年次に採用試験が行われる可能性がある。また、製薬企業でも採用試験が5年次に行われることがある。
- 実習時期による不公平
実習時期によって、国家試験への合格率、採用試験への有利不利が明らかになった場合、実習の時期を1期(5年次5月開始、11月終了)だけにするしかない。
- 実習施設による終了時刻の違い
研究能力の低下を防ぐため、日々の実習終了後に大学に戻り、研究やセミナーへの参加を期待している教員も多い。施設によって日々の終了時刻が大きく異なると、学生や教員から不満が出るとともに、学生の健康管理上問題となるかもしれない。
- 薬局や病院での待遇や指導方法などに実習施設間での格差が大きいと、学生に不公平感がかなり起こる可能性がある。そういう情報が流れ始めると、あの施設には行きたくないとか、ここには是非行きたいなどの要望が多くなり、実習先の選定の際のトラブルになるのではないかと心配している。
- 具体的に当該医療施設との連携体制をいかに構築するか。
- 在宅ケア、勉強会、地域活動等に参加する場合などの、実習施設外または時間外での事故が起こったときの取扱い
- 社会的問題(震災、感染症の発生、など)が起こった場合の対応
- 以前に、保険薬局実習に出向いた他大学の学生の体験談として、「ひまで、することがなく、来る日も来る日もたばこの自販機にたばこの充填をさせられた」との事例を耳にしたことがある。当時のわずか1週間の実習期間でさえもこのような事例

があったことから、11週間もの長期では学生のモチベーションを保つための実習内容の精査を今一度お願いしたい。

- 薬学共用試験をパスした学生が実習を受けるので、指導者は相当勉強しておかないと内容と質が担保されたよい実習はできないと思われる。
- 実習中断・中止の場合の代替実習（施設）の確保
- 実習施設の薬剤師、大学教員、学生の3者の連絡方法（3者の連携が上手くいかない可能性がある）。
- 実習前の抗体検査の結果で（-）の学生が予防接種を受けずに実習に行き、罹患した場合や罹患後に他の患者等に感染させた場合
- 実習前の抗体検査の結果で（-）の学生が予防接種を拒否したため、予定の実習施設に受け入れてもらえなかった場合
- 最低限必要としている感染症対策（抗体検査、予防接種）の項目についての全国（または地域）で統一した指針の提示が必要ではないか。
- 実務実習後に学生間の情報交換により、実習内容に明確な温度差があり、学生からクレームが出た場合の対策（大学でフォローできないような実習内容も想定され、指導薬剤師の先生方と継続的な協議の場を設定し、具体的事例についての対策を講じ、次年度実務実習への対応を検討する必要性を感じている）。また、実習中断の場合の費用分担金額の取り決めが必要と思われる。
- 「自分たちは授業料を払って自由意志で勉強をしにきている」と考えている学生も多く、指導薬剤師側に少しでも「教えてやっている」という態度が伺えると、反発する可能性がある。短期間の実習であれば「その期間だけ我慢しよう」で済むが、長期間になると問題が顕在化するので、指導側にも意識改革が必要と思われる。
- 実習終了後も守秘義務の遵守が行えるか。患者情報の閲覧制限と、実習レポート作成時における記載してはならない秘密事項について明確にしておくことが必要。

7) その他、実務実習に関するトラブル全般に関しまして、ご意見・ご要望等ありましたらお聞かせ下さい。

- 薬薬薬合同で行うべきかもしれないが、セクハラ、パワハラ（実習学生への差別化を含む）の講習会をぜひ行っていただきたい。
- 今後、大学と実習施設の検討課題ではあるが、コアカリキュラムをクリア出来る施設なのか、またできない場合の対策はどうするのか、現段階では情報がないので不安である。
- 学生だけでなく、薬局に問題がある場合も考えられるので、学生に薬局を評価させることも必要かと思う。もちろん、学生の言うことをすべて鵜呑みにすることはできないことは承知している。
- この様な調査を繰り返し実施して頂き、常に実務実習を改善する姿勢が望まれる。良い調査をどうも有難うございました。
- トラブルの解決のため、県薬剤師会と大学の意思疎通をさらに図りたい。またそのシステム作りを提案したいと考えている。
- 以前に薬学会主催？で実務実習の途中で中断を余儀なくされた場合の対応について、ワークショップが行われているので、その検討結果を参考にされた方がよいと思う。
- 調剤過誤や直接実習施設の不利益になるような大きなミスが起きた場合の対処方法につき、大学と実習施設との間で事前に綿密に打ち合わせておく機会を充分に作るべきだと考える。
あと、実習費に関することも、きちんと相互に納得理解した上で実習を開始しな

いと、持続的な実習が結局できないのではないかと心配である。

- 学生と施設、または大学と施設のトラブルが発生した場合、個別対応が基本と考えるが、薬剤師会等が中立的な立場で間に入っていただけると解決しやすいケースもあるのではないかと考える。
- トラブルに関しては、施設側、学生側ともにすぐに大学に連絡を戴くようお願いする次第である。また、どうしても改善の見られない場合は、途中での引き上げもやむを得ないとする。

結局、お互いが密接に連絡を取って、現状把握をして行く事が肝要と思われる。

- ①できる限り、2名以上による実習
 - ②調整機構など第三者による対策委員会の設置（中立な立場からの大学、施設への意見の提示など）
- 学生の態度等に問題がある場合に、連絡をうけた大学が学生に直接反省を促す事で態度が改まることもある。疑問に思う学生に関してはできるだけ早く大学へ連絡していただくことにより、実習継続が可能か中止すべきかを早期に判断できる体制をとり、実習現場で問題を長引かせることがないようにしたいと思う。
- 実習でトラブルは必ずおこると思われる。

したがって大切なことはトラブルへ対応する際に、誰が悪いというのではなく、学生にとっても指導薬剤師にとっても納得のいく円満な解決方法を見つける努力を大学担当者が賢明に行うことだと考えている。

そのためには、大学担当者が全ての受入薬局の指導薬剤師、ならびに学生としっかりとしたコミュニケーションをとり続けることが肝要との意見である。幸い、本学の場合、6年制は40名と少数であることから、私が全員の担任として薬局実習全般をフォローする計画にしている。

以上

実務実習におけるハラスメントへの対応

2009年11月

発行 社団法人日本薬剤師会

〒160-8389 東京都新宿区四谷3丁目3番1号

富士・国保連ビル7階

TEL 03-3353-1170 / FAX 03-3353-6270

印刷 大日本印刷株式会社